

高萩・北茨城広域事務組合職員の再任用に関する条例

平成13年3月7日

条例第1号

改正 令和元年10月9日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の再任用に関しては、北茨城市職員の再任用に関する条例（平成13年北茨城市条例第1号）を準用する。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。